

南池袋二丁目C地区 準備組合ニュース

特別号
2019年9月発行

発行・編集：
南池袋二丁目C地区
市街地再開発準備組合

南池袋二丁目C地区の

組合設立認可を申請 いたしました

南池袋二丁目C地区は令和元年9月19日、組合設立認可申請者より豊島区長に対し、市街地再開発組合設立認可申請書※¹を提出いたしました。

認可申請書は、豊島区長を通じて東京都知事に進達されます。

また、今後の手続きとして、事業計画の縦覧後、権利者の皆さまより意見書を提出していただく期間を設けております。

組合設立に関する同意率について

2018年10月に行った第11回説明会以降、権利者の皆さまには個別ヒアリング等を通じて、組合設立に関するご同意をいただいております。

2019年9月19日現在、全体の同意率は下記のとおりです。お忙しい中ご協力いただいた皆さま、誠にありがとうございました。

| | 人数 | 面積 |
|-----|------|------|
| 同意率 | 約72% | 約78% |

※1) 都市再開発法第11条第1項の規定に基づくものです

①組合設立の手続きについて

当準備組合は、都市再開発法に定められた手続きに則って、組合設立認可申請に必要な活動及び手続きを行ってまいりました。組合設立認可に必要な事業計画案は、地区内の権利者様に対し説明会を開催し、説明会にご出席いただけていない権利者様には個別説明を行ってまいりました。

再開発を心配する会のご主張されるような豊島区とデベロッパーが勝手に進めている事業ではなく、準備組合が区との協議を踏まえ、理事会・総会で承認を得ながら、検討を進めてきたものです。

そしてこの度、組合設立認可申請への同意が都市再開発法に定められる割合以上に達し、組合設立認可の申請にいたりました。

②嘆願書にご署名された方々について

嘆願書について、当準備組合は9月14日および9月18日に受領しております。頂戴したご意見については、真摯に受け止め、個別にご説明に伺うなど、可能な限り対応をさせていただき、ご理解を得られるように努力していく所存です。

また、他の権利者様におかれましても、事業に対するご質問、ご不安な点がありましたら、いつでもお問合せください。

③今後の手続きについて

当準備組合は、組合設立認可に必要な同意が法定の割合以上となりましたので、予定通り、組合設立認可の申請を行いました。

今後、施行地区内の権利者様には、都市再開発法にもとづく事業計画の縦覧、意見書の提出手続きへ進むこととなります。

縦覧等の日程が決まりましたら、改めてお知らせいたします。